



スマートフォン決済アプリで市税等が納付できます

1月4日(月)から、従来の納税窓口に加えスマートフォンなどからアプリを利用して、納付書のバーコードを読み取ることで市税等が納付できるようになります。

納付できる市税等

市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税

利用できるアプリ

アプリ名	LINE Pay <small>ラインペイ</small>	Pay Pay <small>ペイペイ</small>	Pay B <small>ペイビー</small>
各アプリのダウンロードはこちら			
特徴	アプリの残高払い	アプリの残高払い	リアルタイム口座振替

利用方法

上記アプリをスマートフォンなどにダウンロードし、納付書のバーコードを読み取ることで納付できます。

取扱いできない納付書

- (1)納期限を過ぎたもの
- (2)バーコードの印字がない、または読み込みができないもの
- (3)金額を訂正したもの
- (4)納付書1枚当たりの金額が30万円を超えるもの

納税証明書

- (1)納税証明書が発行できるのは、納付手続き後概ね2開庁日以降となります。
※納税証明書がすぐに必要な方は金融機関・コンビニエンスストア・市役所会計課(本庁舎・甚目寺庁舎・七宝公民館)の窓口で納付していただき、収納課または七宝・甚目寺市民サービスセンターへ領収証書を提示の上申請をしてください。
- (2)納税通知書に添付の軽自動車税(種別割)納税証明書継続検査用は、領収印が押印されないため使用できません。

注意事項

- (1)領収証書は発行されません。
- (2)アプリを利用して納付された場合、納付書に納付済である旨をご自身で記載していただくか、使用した納付書を破棄するなど二重に納付されないようご注意ください。
- (3)クレジットカード支払いには対応していません。
- (4)納付額以上の残高がない場合はご利用できません。
- (5)納付操作完了後は、納付の取消しはできません。
- (6)決済手数料はかかりませんが、通信料は利用者負担です。

問合せ 収納課 ☎444・0413 FAX441・8330